

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

函南町長 仁科 喜世志

市町村名 (市町村コード)	函南町 (22325)	
地域名 (地域内農業集落名)	畑毛地区 ()	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月23日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

対象地区の農地は、平坦地は比較的まとまっており、山間部は点在している。平坦地では中間管理事業により担い手が引き受けている農地もあるが、70歳以上の農家が所有する農地が全体の46%以上となっており、5年後、10年後には耕作放棄地が増加すると予想される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田から大規模な畑地転換がなされた地域であるが、特定の作物への耕作品目の集約は難しい。有機農業に取り組み始めている地域でもあるので、慣行農業とのすみ分けが重要となる。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

県道に面している平地部分については農業上の利用を継続し、集積・集約化を目指していく余地がある。山間地については、農地の継続利用が困難である意向を示しており、保全管理を行うに留まる傾向が強い。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
本地区で活動している認定農業者は4名であるが、経営拡大及び集積できる展望はない。そのため、他地区で活動している認定農業者及びニューファーマーの受け入れ体制を整える必要がある。
(2)農地中間管理機構の活用方針
現状、中間管理権を設定していないで使用している農地から、利用権設定を行い、中心経営体への集積を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
特に取り組み意向はない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
ニューファーマーの受け入れについては、地域の農業協同組合を含め関係機関と連携して積極的に行う必要がある。また農業法人誘致についても、地域の話し合いの中で方針が固まれば、提案をしていくこととなる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農業協同組合及びライスセンターについては、農作業委託を拡大していくにも限界があるため、農業支援サービス事業者同士の相互の協力体制を整えられるように支援を検討したい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①イノシシ等の有害鳥獣被害が増加している地域であるため、電気柵の補助事業を積極的に周知活用してもらい、良好な営農環境を整える支援をしていきたい。

②有機農業の取り組みが増加している地域のため、ニューファーマーへの紹介や他の農家との調整といった支援を検討する。また有機農業を推進する協議会が設立されたことにより、さらなる支援を拡大をしていく。